

プレミアム付商品券事業について

令和元年10月から消費税率が引き上げられることにより消費に与える影響を緩和すること、地域の消費を喚起することを目的に、プレミアム付商品券事業を実施します

一人当たり 20,000 円で 25,000 円分の

商品券を購入することができます

(この事業では令和元年9月24日から令和2年1月15日までの期間に5回まで分けて購入できます)

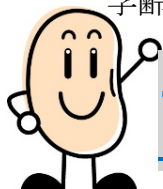
購入対象者

- ・平成31年度の住民税が課税されていない人

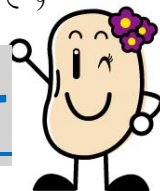
課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者は対象となりません

- ・学齢3歳未満児子育て世帯主（子の人数分）

学齢3歳未満とは平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんです



7月1日から申請受付を開始します



申請窓口

本別町役場企画振興課（役場2階）、臨時窓口子ども未来課（役場1階）

勇足出張所、仙美里出張所

申請から商品券購入まで

プレミアム付商品券購入引換券交付申請

申請書表面に申請する方のお名前、住所等必要事項を記入のうえ上記申請窓口に提出ください

購入対象要件該当審査

申請書裏面の誓約・同意事項に基づき税情報等の確認を行います

プレミアム付商品券購入引換券郵送

9月20日頃に審査結果を通知します。該当する方に引換券を郵送します

プレミアム付商品券を購入

郵送された引換券をお持ちいただき、本別町商工会で商品券を購入いただけます。販売期間中であれば5回まで分けて購入することができます

学齡 3 歳未満児子育て世帯主の申請手続きはいりません

9 月 20 日頃に住民基本台帳に登録のある平成 28 年 4 月 2 日以降生まれのお子さんがある世帯主にプレミアム付商品券購入引換券を郵送しますので、申請いただく必要はありません。

商品券の販売期間と販売場所

販売期間 令和元年 9 月 24 日から令和 2 年 1 月 15 日（土・日曜日、祝日を除く）
午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

販売場所 本別町商工会 1 階事務所

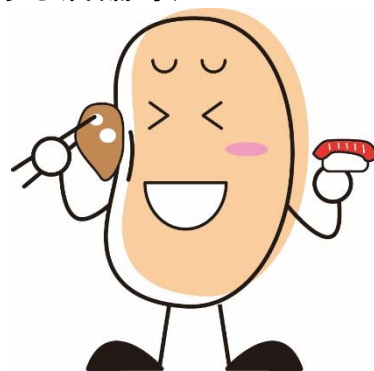
商品券の使用期間と使用できる場所

使用期間 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日

使用できる場所 町内の店舗および事業所（取扱表示のある店舗等）

商品券使用の注意点

- ・おつりはできません。
- ・購入した商品券の返品、転売、譲渡、換金はできません。



その他

- ・1 月 1 日現在の住民基本台帳に登録がある市町村がプレミアム付商品券の実施主体になります。本年、転入された方には以前にお住まいの市町村から通知がありますが本別町内で商品券を使用希望される場合は企画振興課で手続きが必要になります。
- ・DV 避難者等であって住民登録を居住地に移動していない方はお申し出いただくことで本事業の対象となる場合があります。

お問合せは本別町企画振興課までご連絡ください

☎ 0 1 5 6 - 2 2 - 8 1 2 1

E - mail : kikaku@town.honbetsu.hokkaido.jp

特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！

本別町や内閣府などが

- ・「プレミアム付商品券」を販売するために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・ATM（銀行やコンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・現時点で世帯構成などの個人情報を照会することは絶対にありません。

ご自宅や役場などに本別町や内閣府の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら本別町役場企画振興課 ☎22-8121 または本別警察署 ☎22-0110 にご連絡ください。